

現行	新	適用
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1 適用 2. 工事仕様書の適用 受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和6年9月改正 政令第289号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。 1-1-2 用語の定義 26. 書面 書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。 28. 工事帳票 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。 38. 技術検査 技術検査とは、地方整備局工事技術検査要領（国土交通事務次官通達平成18年3月31日改正）に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。 1-1-9 工事用地等の使用 1-1-10 工事の着手 1-1-11 工事の下請負 1-1-12 施工体制台帳 1. 一般事項 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月18日付け北開局工管第236号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。 2. 施工体系図 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月18日付け北開局工管第236号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入れ及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。 4. 施工体制台帳等変更時の処置 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。 1-1-13 受発注者間の情報共有 1-1-14 受注者相互の協力 1-1-15 調査・試験に対する協力 6. NETIS 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、次の各号に掲げる措置をしなければならない。 受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（令和5年3月28日、国官総第250号、国官技第403号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（令和5年3月28日、国官総第249号、国官技第395号、国官施第34号、国総公第288号）による必要な措置をとるものとする。	第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1 適用 2. 工事仕様書の適用 受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和7年8月改正 政令第276号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。 1-1-2 用語の定義 26. 書面 書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものまたは工事帳票と同等の内容を備えたデータを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。 28. 工事帳票 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、データ、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。 38. 技術検査 技術検査とは、北海道開発局工事技術検査実施要領（昭和43年8月24日北開局工第37号）に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。 1-1-9 主任技術者及び監理技術者 1. 主任技術者及び監理技術者の設置 当該工事における主任技術者及び監理技術者の設置は、建設業法第26条に規定した事項である。 2. 主任技術者及び監理技術者の設置の運用 受注者は、建設工事現場に置く技術者の適正な設置に係る最新の運用（「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日 国総建第316号））を参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。 1-1-10 工事用地等の使用 1-1-11 工事の着手 1-1-12 工事の下請負 1-1-13 施工体制台帳 1. 一般事項 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳の作成等について（通知）」（令和4年12月28日 国不建第466～467号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、その写しを監督職員に提出しなければならない。 2. 施工体系図 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の作成等について（通知）」（令和4年12月28日 国不建第466～467号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入れ及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、その写しを監督職員に提出しなければならない。 4. 施工体制台帳等変更時の処置 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。 1-1-14 受発注者間の情報共有 1-1-15 受注者相互の協力 1-1-16 調査・試験に対する協力 6. NETIS 受注者は、新技術情報提供システム（以下「NETIS」という。）に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、次の各号に掲げる措置をしなければならない。 受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（令和8年3月一部改正）、「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領（平成18年7月（令和8年4月一部改正））による必要な措置をとるものとする。	基準の修正 語句修正 語句修正 基準の修正 条文の追加 番号修正 ・番号修正 ・語句の追加 番号修正 ・番号修正 ・基準の修正 ・語句修正

現行	新	適用
(1)受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を新技術情報提供システム(以下「システム」という)にて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の入力・登録を要しない。 (2)受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を作成し、施工計画書と共に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表をシステムにて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の入力・登録を要しない。 1-1-16 工事の一時中止 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、第1編第1章第1節1-1-45 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 1-1-17 設計図書の変更 1-1-18 工期変更 1-1-19 支給材料及び貨与品 1-1-20 工事現場発生品 1-1-21 建設副産物 3. 法令遵守 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）（航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 11. 建設副産物情報交換システム 受注者は、コンクリート殻、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。 1-1-22 工事完成図 1-1-23 工事完成検査 1-1-24 既済部分検査等 1-1-25 部分使用 1-1-26 施工管理 3. 標示板の設置 また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月31日付け 国道利38号・国道国防第205号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和3年5月27日付け 国水環第26号・国水治第22号・国水保第8号・国水海第10号 水管理・国土保全局 河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。 9. 品質記録台帳 受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について、建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長通達、平成30年3月28日）に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。 1-1-27 履行報告 1-1-28 週休二日の対応 なお、週休二日は、土日を休日とする4週8休以上の現場閉所により、月単位で4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。 1-1-29 工事関係者に対する措置請求 1-1-30 工事中の安全確保 1. 安全指針等の遵守 受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	(1)受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表NETISにて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の入力・登録を要しない。 (2)受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、施工計画書の提出時に新技術活用計画書をNETISにて入力・登録しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表をNETISにて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の入力・登録を要しない。 1-1-17 工事の一時中止 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、第1編第1章第1節1-1-46 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 1-1-18 設計図書の変更 1-1-19 工期変更 1-1-20 支給材料及び貨与品 1-1-21 工事現場発生品 1-1-22 建設副産物 3. 法令遵守 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱の改正について（平成14年5月30日 国官総第122号、国総事第21号、国総建第137号）」、「再生資源の利用の促進について」（平成3年10月25日 建設省技調発第243号）、「再生資源の利用の促進について」（平成3年12月25日 港建第324号）、「再生資源の利用促進について」（平成4年1月24日 空建第10号）、「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について」（平成18年6月12日 国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、国総事第19号）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。 11. コプリス・プラス（建設副産物情報交換システム） 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報をコプリス・プラスに入力するものとする。 1-1-23 工事完成図 1-1-24 工事完成検査 1-1-25 既済部分検査等 1-1-26 部分使用 1-1-27 施工管理 3. 標示板の設置 また、記載内容については、工事内容に応じて、「道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について（平成18年3月31日国道利第37号、国道国防第205号）」、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和3年5月27日 国水環第26号、国水治第22号、国水保第8号、国水海第10号）によるものとする。 9. 品質記録台帳 受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について、「建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）の改定について（平成30年3月28日 国技建官第36号）」に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。 1-1-28 履行報告 1-1-29 週休二日の対応 なお、週休二日は、土日を休日とする週休二日工事の実施に取り組むなど、週休二日の取得を推進し、地域の実状や施工条件等を踏まえつつ、その取組の質の向上に努めなければならない。 1-1-30 工事関係者に対する措置請求 1-1-31 工事中の安全確保 1. 安全指針等の遵守 受注者は、最新の「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和8年3月）」、「建設機械施工安全技術指針の一部改正について（平成17年3月31日 国官技第303号、国総建第190号）」、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	・番号修正 ・基準の修正 ・語句修正 番号修正 番号修正 基準の修正 語句の修正 番号修正 記載変更 記載変更 番号修正 番号修正 基準の修正

現行	新	適用
2. 建設工事公衆災害防止対策要綱 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。 15. 安全衛生協議会の設置 監督職員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。 16. 安全優先 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。 1-1-31 爆発及び火災の防止 1-1-32 後片付け 1-1-33 事故報告書 1-1-34 環境対策 1. 環境保全 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令ならびに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。 6. 排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和6年4月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第3号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 8. 低騒音型・低振動型建設機械 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。 1-1-35 文化財の保護 1-1-36 交通安全管理 5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和6年7月改正 内閣府・国土交通省令第4号）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知、平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月）」に基づき、安全対策を講じなければならない。 14. 通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和6年9月改正 政令第272号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（令和5年6月改正 法律第56号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	2. 建設工事公衆災害防止対策要綱 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年9月2日 国土交通省告示第496号）を遵守して災害の防止を図らなければならない。 15. 安全衛生協議会の設置 監督職員が、労働安全衛生法（令和7年5月改正法律第33号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。 16. 安全優先 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法（令和7年5月改正法律第33号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。 1-1-32 爆発及び火災の防止 1-1-33 後片付け 1-1-34 事故報告書 1-1-35 環境対策 1. 環境保全 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針について」（昭和62年3月30日 建設省経機発第58号）、関連法令ならびに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。 6. 排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（令和4年6月改正法律第68号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日 建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成24年3月23日 国土交通省告示第318号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成28年8月30日 国総環リ第6号）に基づき指定された排出ガス対策型建機（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和6年4月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第3号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領の一部改正について」（平成22年3月18日 国総環第291号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成28年8月30日 国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 8. 低騒音型・低振動型建設機械 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針について」（昭和62年3月30日 建設省経機発第58号）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成13年4月9日 国土交通省告示第487号）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。 1-1-36 文化財の保護 1-1-37 交通安全管理 5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（令和7年4月改正 内閣府・国土交通省令第3号）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（昭和37年8月30日 建設省道路局長通知）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」（平成18年3月31日 国道利第37号、国道国防第205号）」、「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について」（平成18年3月31日 国道利第38号、国道国防第206号）及び「道路工事保安施設設置基準（案）」（令和6年2月 国土交通省道路局国道・技術課）に基づき、安全対策を講じなければならない。 14. 通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和7年6月改正 政令第222号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（令和6年5月改正 法律第34号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	基準の修正 基準の修正 基準の修正 番号修正 基準の修正 基準の修正 基準の修正 番号修正 基準の修正 基準の修正

現行		新	適用
1-1-37 施設管理		1-1-38 施設管理	番号修正
1-1-38 諸法令の遵守		1-1-39 諸法令の遵守	基準の修正
(2) 建設業法	(令和 3年 5月改正 法律第 48号)	(2) 建設業法	
(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年 6月改正 法律第 51号)	(3) 製造委託等に係る中小委託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律	基準の修正
(5) 労働安全衛生法	(令和元年 6月改正 法律第 37号)	(5) 労働安全衛生法	
(6) 作業環境測定法	(令和元年 6月改正 法律第 37号)	(6) 作業環境測定法	基準の修正
(9) 労働者災害補償保険法	(令和 2年 6月改正 法律第 40号)	(9) 労働者災害補償保険法	
(10) 健康保険法	(令和 6年 6月改正 法律第 47号)	(10) 健康保険法	基準の修正
(11) 中小企業退職金共済法	(令和 2年 6月改正 法律第 40号)	(11) 中小企業退職金共済法	
(13) 出入国管理及び難民認定法	(令和 5年12月改正 法律第 84号)	(13) 出入国管理及び難民認定法	基準の修正
(14) 道路法	(令和 5年 5月改正 法律第 34号)	(14) 道路法	
(15) 道路交通法	(令和 5年 6月改正 法律第 56号)	(15) 道路交通法	基準の修正
(16) 道路運送法	(令和 5年 4月改正 法律第 18号)	(16) 道路運送法	
(18) 砂防法	(平成25年11月改正 法律第 76号)	(18) 砂防法	基準の修正
(22) 港湾法	(令和 4年11月改正 法律第 87号)	(22) 港湾法	
(23) 港則法	(令和 3年 6月改正 法律第 53号)	(23) 港則法	基準の修正
(25) 下水道法	(令和 4年 5月改正 法律第 44号)	(25) 下水道法	
(26) 航空法	(令和 5年 6月改正 法律第 63号)	(26) 航空法	基準の修正
(27) 公有水面埋立法	(平成26年 6月改正 法律第 51号)	(27) 公有水面埋立法	
(29) 森林法	(令和 5年 6月改正 法律第 63号)	(29) 森林法	基準の修正
(31) 火薬類取締法	(令和元年 6月改正 法律第 37号)	(31) 火薬類取締法	
(32) 大気汚染防止法	(令和 2年 6月改正 法律第 39号)	(32) 大気汚染防止法	基準の修正
(33) 騒音規制法	(平成26年 6月改正 法律第 72号)	(33) 騒音規制法	
(34) 水質汚濁防止法	(平成29年 6月改正 法律第 45号)	(34) 水質汚濁防止法	基準の修正
(35) 湖沼水質保全特別措置法	(平成26年 6月改正 法律第 72号)	(35) 湖沼水質保全特別措置法	
(36) 振動規制法	(平成26年 6月改正 法律第 72号)	(36) 振動規制法	基準の修正
(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(令和元年 6月改正 法律第 37号)	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
(38) 文化財保護法	(令和 3年 4月改正 法律第 22号)	(38) 文化財保護法	基準の修正
(43) 建築基準法	(令和 6年 6月改正 法律第 53号)	(43) 建築基準法	
(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(令和 3年 5月改正 法律第 37号)	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	基準の修正
(46) 土壌汚染対策法	(平成29年 6月改正 法律第 45号)	(46) 土壌汚染対策法	
(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	(令和 3年 5月改正 法律第 43号)	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	基準の修正
(51) 船員法	(令和 6年 5月改正 法律第 42号)	(51) 船員法	
(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法	(令和 5年 5月改正 法律第 24号)	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法	基準の修正
(53) 船舶安全法	(令和 3年 5月改正 法律第 43号)	(53) 船舶安全法	
(54) 自然環境保全法	(平成31年 4月改正 法律第 20号)	(54) 自然環境保全法	基準の修正
(55) 自然公園法	(令和 3年 5月改正 法律第 29号)	(55) 自然公園法	
(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(令和 6年 6月改正 法律第 54号)	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	基準の修正
(59) 技術士法	(令和元年 6月改正 法律第 37号)	(59) 技術士法	
(61) 空港法	(令和 4年 6月改正 法律第 62号)	(61) 空港法	基準の修正
(62) 計量法	(平成26年 6月改正 法律第 69号)	(62) 計量法	
(64) 航路標識法	(令和 3年 6月改正 法律第 53号)	(64) 航路標識法	基準の修正
(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律	(令和 4年 5月改正 法律第 46号)	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律	
(66) 最低賃金法	(平成24年 4月改正 法律第 27号)	(66) 最低賃金法	基準の修正
(67) 職業安定法	(令和 4年 3月改正 法律第 12号)	(67) 職業安定法	
(68) 所得税法	(令和 6年 5月改正 法律第 26号)	(68) 所得税法	基準の修正
(69) 水産資源保護法	(平成30年12月改正 法律第 95号)	(69) 水産資源保護法	
(70) 船員保険法	(令和 6年 6月改正 法律第 47号)	(70) 船員保険法	基準の修正
(71) 著作権法	(令和 6年 6月改正 法律第 55号)	(71) 著作権法	
(72) 電波法	(令和 5年12月改正 法律第 87号)	(72) 電波法	基準の修正
(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法	(令和 4年 4月改正 法律第 32号)	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法	
(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	(平成29年 5月改正 法律第 41号)	(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	基準の修正
(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	(令和 5年11月改正 法律第 79号)	(80) 個人情報の保護に関する法律	
1-1-39 官公庁等への手続等		1-1-40 官公庁等への手続等	番号修正
1-1-40 施工時期及び施工時間の変更		1-1-41 施工時期及び施工時間の変更	
1-1-41 工事測量		1-1-42 工事測量	番号修正
1-1-42 不可抗力による損害		1-1-43 不可抗力による損害	

現行	新	適 用
1-1-43 特許権等 3. 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和6年6月改正法律第55号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 1-1-44 保険の付保及び事故の補償 1-1-45 臨機 の措置 1-1-46 石綿使用の有無 1-1-47 主任技術者又は監理技術者の変更 開発局独自 1-1-48 建設業退職金共済制度の普及について 開発局独自 第2節 特記事項 開発局独自 1-2-19 詳細設計付き施工発注方式 (4) 詳細設計技術者の経歴等 詳細設計技術者を定めた場合、書面により氏名、経歴及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。詳細設計技術者を変更した場合も同様とする。 1-2-33 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について 1. 新型コロナウイルスが令和5年5月8日に5類感染症に変更されたことから同日以降の感染防止対策は任意とし、受注者の責において実施するものとする。 2. 令和5年5月7日以前に実施した感染防止対策に要する費用については設計変更において計上することがあるので、受注後速やかに監督職員と協議を行うこと。なお、感染拡大防止対策の実施にあたっては下記を参照されたい。 ① 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について（令和2年5月25日付事務連絡） https://www.mlit.go.jp/tec/content/001345651.pdf ② 建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和5年3月13日改訂版）） https://www.mlit.go.jp/tec/content/001345651.pdf 3. 協議の結果、設計変更が必要と認められた場合は、以下のとおりとする。 ・ 受注者は、実施計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。 ・ 最終精算変更時点において、変更実施計画書及び実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を監督職員に提出し、設計変更内容について協議するものとする。 ・ 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 ・ 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。 1-2-34 現場環境改善（快適トイレの試行）について 1-2-35 北海道インフラゼロカーボン試行工事について 1-2-36 直轄工事における特車通行許可について	1-1-44 特許権等 3. 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和7年4月改正 法律第27号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 1-1-45 保険の付保及び事故の補償 1-1-46 臨機 の措置 1-1-47 石綿使用の有無 1-1-48 主任技術者又は監理技術者の変更 開発局独自 1-1-49 建設業退職金共済制度の普及について 開発局独自 第2節 特記事項 開発局独自 1-2-19 詳細設計付き施工発注方式 (4) 詳細設計技術者の経歴等 詳細設計技術者を定めた場合、書面によりその氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。詳細設計技術者を変更した場合も同様とする。 1-2-33 現場環境改善（快適トイレの試行）について 1-2-34 北海道インフラゼロカーボン試行工事について 1-2-35 直轄工事における特車通行許可について 1-2-36 新技術の促進 「新技術の定義」 1. 新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事を原則とする。 2. 新技術の定義 新技術活用の原則義務化における新技術の定義は以下による。 ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術 ② 公共工事等において実用段階に達している技術 ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術 ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術 3. 対象とする新技術 新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術 URL： https://www.netis.mlit.go.jp 2) テーマ設定型（技術公募）の技術比較表に掲載されている技術 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術。なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。	基準の修正 番号修正 削除 番号修正 新規追加

現行	新	適用																																										
	1-2-37 生産性向上チャレンジ工事の試行について 1. 試行の実施について 受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事を原則とする。 2. 試行の内容について 工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組を実施することができる。 本取組を実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組の内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するようもの 3. 工事成績評定について 施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。 4. 試行の費用について 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。 1-2-38 情報管理体制の確保 1. 受注者は、当該工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、土木工事共通仕様書1-1-1-4 に基づく施工計画書の現場組織表において、別紙様式を参考に、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を記載し、発注者の同意を得なければならない。また、記載内容に変更が生じた場合も、同様に作成の上、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。 2. 受注者は、要保護情報を情報取扱者以外には秘密とし、また、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。 3. 要保護情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。 4. 受注者は、当該工事完了時に、要保護情報について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。 5. 受注者は、要保護情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。 【別紙】 提出日 年 月 日 情報取扱者名簿及び情報管理体制図 ① 情報取扱者名簿（情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とすること。（※1）） <table><tr><th></th><th>氏 名</th><th>住 所 (※6)</th><th>生年月日 (※6)</th><th>会社名・所属 部署</th><th>役 職</th></tr><tr><td>情報管理責任者 (※2)</td><td>A</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>情報取扱管理者 (※3)</td><td>B</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>C</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>業務担当者 (※4)</td><td>D</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>E</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>再委託先</td><td>F</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> （※1） 受注者における情報取扱者の範囲については、必要に応じ受発注者間で協議すること。 （※2） 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。 （※3） 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。 （※4） 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。 （※5） 住所及び生年月日が記載されている書類を発注者に対して提供することをもって様式の記載に代えることができる。ただし、所在地等の名称に応じて適切に当該書類を保管すること。※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。なお、報告の方法については受発注者間で協議して決定することである。		氏 名	住 所 (※6)	生年月日 (※6)	会社名・所属 部署	役 職	情報管理責任者 (※2)	A					情報取扱管理者 (※3)	B						C					業務担当者 (※4)	D						E					再委託先	F					新規追加 新規追加
	氏 名	住 所 (※6)	生年月日 (※6)	会社名・所属 部署	役 職																																							
情報管理責任者 (※2)	A																																											
情報取扱管理者 (※3)	B																																											
	C																																											
業務担当者 (※4)	D																																											
	E																																											
再委託先	F																																											

現行	新	適用
	② 情報管理体制図 (例) 情報取扱者 情報管理責任者 情報取扱管理者 業務従事者 再委託先 A B(進捗状況管理) C(経費情報管理) D E F ※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること（再委託先も含む）。 ③ その他 ・社内で定める情報管理規則等の内規を別途添付すること。なお、国際規格等に基づき適切に情報管理が行われていることが確認できる場合においては、その認証書等（写しを含む）で代用することができる。 ・記載内容確認のため、必要に応じ追加で資料の提出を求める場合がある。 1-2-39 無人航空機を使用する際の安全面への配慮について 1. 受注者は、当該工事において無人航空機（以下「UAV」という）を使用する場合、航空法並びに関係法令を遵守するとともに、安全面への配慮として「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・平成28年3月（平成29年3月改正））を準用して作業計画を作成し、実施すること。 2. 作業にあたっては、事前に必要な届け出等を行い、以下に示す事項についてまとめた作業計画を監督職員に提出しなければならない。 1) 使用する機材 2) 作業体制 3) 作業範囲および運航方法 4) 安全対策 5) 緊急時の体制および対応 6) その他 1-2-40 無人航空機を使用する際の情報流出防止策 1. 受注者は、当該工事において無人航空機を使用する場合、以下に掲げるような情報流出防止を講じること。ただし、当該工事が、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」（令和2年9月14日、関係省庁申合せ）に示す重要業務に該当しないことが明らかであれば、工事の性質に応じて当該策を講じることが困難な場合、監督職員と協議の上、可能な限りの策を講じた上で、当該策を講じないことができるものとする。 1) インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要の最小限度とし、飛行中は接続しない。 2) インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後確実に消去する。 2. 前項の情報流出防止策によって工事の実施等に支障が生じる恐れがある場合は、監督職員と協議すること。 1-2-41 直轄土木工事における賞金・労働時間等の実態把握について 1. 受注者の協力の下、賞金・労働時間・労務費（以下「賞金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事を原則とする。 2. 受注者は、契約締結後、賞金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。 3. 発注者は、2. の報告を受けた工種等を調査対象に選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。 4. 発注者は、提出された資料をもとに賞金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賞金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。 新規追加 新規追加 新規追加	

1-2-39 無人航空機を使用する際の安全面への配慮について

1. 受注者は、当該工事において無人航空機（以下「UAV」という）を使用する場合、航空法並びに関係法令を遵守するとともに、安全面への配慮として「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・平成28年3月（平成29年3月改正））を準用して作業計画を作成し、実施すること。

2. 作業にあたっては、事前に必要な届け出等を行い、以下に示す事項についてまとめた作業計画を監督職員に提出しなければならない。

- 1) 使用する機材
- 2) 作業体制
- 3) 作業範囲および運航方法
- 4) 安全対策
- 5) 緊急時の体制および対応
- 6) その他

1-2-40 無人航空機を使用する際の情報流出防止策

1. 受注者は、当該工事において無人航空機を使用する場合、以下に掲げるような情報流出防止を講じること。ただし、当該工事が、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」（令和2年9月14日、関係省庁申合せ）に示す重要業務に該当しないことが明らかであって、工事の性質に応じて当該策を講じることが困難な場合、監督職員と協議の上、可能な限りの策を講じた上で、当該策を講じないことができるものとする。

- 1) インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない。
- 2) インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画を飛行終了後確実に消去する。

2. 前項の情報流出防止策によって工事の実施等に支障が生じる恐れがある場合は、監督職員と協議すること。

1-2-41 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態把握について

1. 受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事を原則とする。

2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。

3. 発注者は、2. の報告を受けた工種等を調査対象に選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

現行	新	適用
第2編 機器及び材料編 第4章 機械設備工事機器 第1節 操作制御設備 4-1-1 共通事項 10. 各盤の配線及び構造 監視操作制御設備等の各盤の配線及び構造等については、JIS C 62271-200(金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JEM 1265 (低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JEM 1459 (配電盤、制御盤の構造及び寸法) 等の該当する規格による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 12. 配線方式 (1)電線の種類及び電線被覆の色別は、JEM 1425、JEM 1265等の該当する規格による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 第4節 発電設備 4-4-3 発電機用ガスタービン機関 1. 一般事項 自家発電設備のガスタービン駆動同期発電機 (JEC 2131) は、設計図書に明示した場合を除き次による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 第4編 機械設備編 第1章 水門設備 第7節 操作制御設備及び電源設備 1-7-4 機側操作盤 5. 雷対策 機側操作盤等には、避雷器、耐電トランス等を設置し、雷対策を施さなければならない。 第2章 ゴム引布製起伏堰設備 第2節 袋体等 2-2-2 固定部 1. 取付固定の構造及び取付角度 袋体の袋体積載床版、側壁及び堰柱等への取付固定は、膨張媒体が漏洩したり、上流水が越流以外の形態で下流に流出しない構造とする。 第12節 除塵設備 3-12-5 ネット形除塵機 5. スプロケットホール及びチェーンの歯 第5章 トンネル換気・非常用施設 第6節 計測設備 5-6-2 煙霧透過率測定装置 (以下、「VI計」という) 5. 塗装 銅板製の投光部、受光部の塗装は、設計図書に明示した場合を除き以下とする。 塗 料：メラミン樹脂塗料又はウレタン樹脂塗料とする。 塗装色：JEM1425により次によるものとする。 マンセル 5Y7/1 (半つや) 第8節 操作制御設備及び電源設備 5-8-5 制御盤等 6. 換気動力盤 (4)換気動力盤は、JEM 1425 (金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JEM 1265 (低圧閉鎖配電盤)、JEM 1195 (コントロールセンタ)、JEM 1225 (高圧コンビネーションスタータ) によるものとし、選定は設計図書による。 なお、構造は、設計図書に明示した場合を除き閉鎖自立形の前面扉、後面扉又はビス止め引掛式構造	第2編 機器及び材料編 第4章 機械設備工事機器 第1節 操作制御設備 4-1-1 共通事項 10. 各盤の配線及び構造 監視操作制御設備等の各盤の配線及び構造等については、JIS C 62271-200(定格電圧1kVを超え52kV以下の金属閉鎖型スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JEM 1265 (低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JEM 1459 (配電盤、制御盤の構造及び寸法) 等の該当する規格による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 12. 配線方式 (1)電線の種類及び電線被覆の色別は、JIS C 62271-200、JEM 1265等の該当する規格による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 第4節 発電設備 4-4-3 発電機用ガスタービン機関 自家発電設備の同期機 (JEC 2130) は、設計図書に明示した場合を除き次による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 第4編 機械設備編 第1章 水門設備 第7節 操作制御設備及び電源設備 1-7-4 機側操作盤 5. 雷対策 受注者は、機側操作盤等に適切な雷対策を施さなければならない。 第2章 ゴム引布製起伏堰設備 第2節 袋体等 2-2-2 固定部 1. 取付固定の構造及び取付角度 袋体の袋体積載床版、側壁及び堰柱等への取付固定は、膨張媒体が漏洩かつ、上流水が越流以外の形態で下流に流出しない構造とする。 第12節 除塵設備 3-12-5 ネット形除塵機 5. スプロケットホイール及びチェーンの歯 第5章 トンネル換気・非常用施設 第6節 計測設備 5-6-2 煙霧透過率測定装置 (以下、「VI計」という) 5. 塗装 銅板製の投光部、受光部の塗装は、設計図書に明示した場合を除き以下とする。 塗 料：メラミン樹脂塗料又はウレタン樹脂塗料とする。 塗装色：マンセル 5Y7/1 (半つや) 第8節 操作制御設備及び電源設備 5-8-5 制御盤等 6. 換気動力盤 (4)換気動力盤は、JIS C 62271-200 (定格1kVを超え52kV以下の金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JEM 1265 (低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ)、JEM 1195 (コントロールセンタ)、JEM 1225 (高圧コンビネーションスタータ) によるものとし、選定は設計図書による。 なお、構造は、設計図書に明示した場合を除き閉鎖自立形の前面扉、後面扉又はビス止め引掛式構造とする。	規格名修正 規格修正 見出し削除 規格修正 記載修正 語句修正 語句修正 規格廃止に伴う修正 規格廃止に伴う修正